就学支援金制度

ご存じ 私立高校の授業料 実質無償化! でしたか? 福島県独自の政策で590万円 以上620万円未満世帯の 支給上限額 上限額 25万7,400円 私立高校の平均授業料を勘案した水準 25万7,400円 参考:令和3年度福島県内 **39万6,000円** 私立高等学校(全日制)授業料の 13万8,600円 平均額37万8,553円 年収約590万円未満(注)世帯の上限額 11万8,800円 世帯の年収



年収目安

- (注) 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。
- ※年収は目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください(詳細は下記のQRコードからご確認ください)。

590万円

- ※就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。
- ※各学校の授業料と就学支援金との差額は、各世帯でご負担いただく必要があります。
- ※通信制についても就学支援金制度がありますので、学校へお問い合わせください。
- ※専攻科については修学支援事業がありますので、学校へお問い合わせください。

910万円

授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等の教育における 経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。 高等学校等に通う生徒の世帯所得等の要件に応じて、生徒の授業料に充てるため、国 から高等学校等就学支援金が支給されます。

620万円

年間学費

項	目	年額(円)	月額(円)	備考
授	業料	396, 000	33,000	就学支援金受給による控除あり
施	設 費	38, 400	3, 200	
教育	充実費	36, 000	3,000	
合	計	470, 400	39, 200	

就学支援金控除後の学費月額モデル(令和6年度実績)

年間学費			就学支援金の受給額		就学支援金控除後の学費					
授業料	施設費 · 教育充実費	年額 ①	市町村税課税標準額(保護者)×6% 一市町村民税の調整控除額	支援金年額	年額③ (①-②)	月額 (③/12)				
396, 000	74, 400	470, 400	304, 200円以上	0	470, 400	39, 200				
			167,100円 ~304,200円未満	118, 800	351,600	29, 300				
			154,500円 ~167,100円未満	257, 400	213, 000	17, 750				
			154,500円未満	396, 000	74, 400	6, 200				